

**新潟県条例第47号**

新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例

(新潟県収入証紙条例の廃止)

**第1条** 新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)は、廃止する。

(新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部改正)

**第2条** 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例(昭和31年新潟県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
<b>第3条</b> (略)	<b>第3条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u> (1) <u>前条第2項の手数料</u> (2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料</u>
	<b>第4条</b> (略)

(新潟県立学校条例の一部改正)

**第3条** 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
(入学考査料) <b>第2条</b> (略) 2 (略)	(入学考査料) <b>第2条</b> (略) 2 (略)
<u>3</u> 第1項又は前項の規定により納めた入学考査料は、入学者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。	<u>3</u> 前2項の入学考査料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。
(証明事務手数料) <b>第3条の5</b> (略)	(証明事務手数料) <b>第3条の5</b> (略)
<u>2</u> 前項の規定により納めた手数料は、還付しない。	<u>4</u> 第1項又は第2項の規定により納めた入学考査料は、入学者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。
	<u>2</u> 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。
	<u>3</u> 第1項の規定により納めた手数料は、還付しない。

(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正)

**第4条** 新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入校審査料）</p> <p><b>第12条</b> （略）</p> <p><u>2</u> 前項の規定により納めた入校審査料は、入校者選抜審査を受けなかった場合においても還付しない。</p> <p style="text-align: center;">（証明事務手数料）</p> <p><b>第19条</b> （略）</p> <p><u>2</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（入校審査料）</p> <p><b>第12条</b> （略）</p> <p><u>2</u> 前項の入校審査料は、<u>条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の規定により納めた入校審査料は、入校者選抜審査を受けなかった場合においても還付しない。</p> <p style="text-align: center;">（証明事務手数料）</p> <p><b>第19条</b> （略）</p> <p><u>2</u> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p>

（新潟県公害紛争処理条例の一部改正）

**第5条** 新潟県公害紛争処理条例（昭和45年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p><b>第8条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p><b>第8条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3</u> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p>

（新潟県旅館業法施行条例の一部改正）

**第6条** 新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p><b>第12条</b> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p><b>第12条</b> （略）</p>

2・3 (略)	2・3 (略)
4 (略)	4 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
	5 (略)

(新潟県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部改正)

第7条 新潟県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例（昭和47年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改正後	改正前
	(納入方法) 第3条 <u>手数料は、条例で定める証紙により納付しなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>

(新潟県建築基準条例の一部改正)

第8条 新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料の不還付) 第29条 <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u>	(手数料の納入) 第29条 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 2 <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u>

(新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部改正)

第9条 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
	(徴収方法) 第3条 <u>手数料は、条例で定める証紙により徴収する。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
第3条 (略)	第4条 (略)
第4条 (略)	第5条 (略)
第5条 (略)	第6条 (略)

**第6条** (略)**第7条** (略)

(新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例の一部改正)

**第10条** 新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例(昭和51年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改正後	改正前
(手数料) <b>第6条</b> (略) 2 (略)	(手数料) <b>第6条</b> (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

**第11条** 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和52年新潟県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
(手数料) <b>第19条</b> (略) 2 (略)	(手数料) <b>第19条</b> (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>

(新潟県農業大学校条例の一部改正)

**第12条** 新潟県農業大学校条例(昭和58年新潟県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
(入校考査料) <b>第6条の2</b> (略)	(入校考査料) <b>第6条の2</b> (略) 2 <u>前項の入校考査料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
<u>2</u> 前項の規定により納めた入校考査料は、入校者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。	<u>3</u> <u>第1項の規定により納めた入校考査料は、入校者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。</u>
(証明事務手数料)	(証明事務手数料)

<p>第9条の2 (略)</p>   <p>2 (略)</p>	<p>第9条の2 (略)</p> <p><u>2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p>
--	--

(建築士法の特例等に関する条例の一部改正)

第13条 建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><u>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項から第4項までの規定により指定登録機関等に納めるもの</u></p> <p><u>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p>第6条 (略)</p>

(新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例の一部改正)

第14条 新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例（昭和59年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><u>第8条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p>

(新潟県化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第15条 新潟県化製場等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><u>第10条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受</u></p>

<p><b>第10条</b> (略)</p>	<p>託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</p> <p><b>第11条</b> (略)</p>
------------------------	--

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

**第16条** 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p> <p><u>2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>

(新潟県家畜商法関係手数料条例の一部改正)

**第17条** 新潟県家畜商法関係手数料条例(昭和62年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><u><b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

**第18条** 新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習会)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>(業務主任者の選任)</p> <p><b>第31条</b> 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者</p>	<p>(講習会)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 前項の受講手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>(業務主任者の選任)</p> <p><b>第31条</b> 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者</p>

<p>を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第34条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第34条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>
--	--

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

**第19条** 新潟県介護保険法関係手数料条例(平成10年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><u><b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料</u></p> <p><u>(2) 別表21の項に規定する手数料</u></p> <p><u>(3) 第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納める手数料</u></p> <p><u>(4) 第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納める手数料</u></p> <p><u>(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>

(新潟県食品衛生法施行条例の一部改正)

**第20条** 新潟県食品衛生法施行条例(平成11年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて</u></p>

3 (略)	は、この限りでない。 4 (略)
-------	---------------------

(新潟県理容師法施行条例の一部改正)

**第21条** 新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料) <b>第9条</b> (略) 2 (略)  3 (略)	(手数料) <b>第9条</b> (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 4 (略)

(新潟県クリーニング業法施行条例の一部改正)

**第22条** 新潟県クリーニング業法施行条例（平成11年新潟県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料) <b>第7条</b> (略) 2 (略)  3 (略)	(手数料) <b>第7条</b> (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 4 (略)

(新潟県美容師法施行条例の一部改正)

**第23条** 新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料) <b>第9条</b> (略) 2 (略)  3 (略)	(手数料) <b>第9条</b> (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 4 (略)

(新潟県手数料条例の一部改正)

**第24条** 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同



表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
	<p><u>(納入方法)</u></p> <p><b>第6条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>別表第3号の表30の項、第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p>
<b>第6条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)

(新潟県行政書士試験手数料条例の一部改正)

**第25条** 新潟県行政書士試験手数料条例（平成12年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
	<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、前条第1項の規定により指定試験機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>
<b>第4条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)

(新潟県消防法関係手数料条例の一部改正)

**第26条** 新潟県消防法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
	<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><b>第6条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第3条第1項又は第4条第1項の規定により、試験の実施に関する事務を行わせることとした者に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p>
<b>第6条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)

(新潟県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正)

**第27条** 新潟県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<b>第5条</b> (略)	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

**第28条** 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<b>第5条</b> (略)	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

**第29条** 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年新潟県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<b>第5条</b> (略)	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

**第30条** 新潟県大麻取締法施行条例（平成12年新潟県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同

表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改正後	改正前
(手数料) 第10条 (略) 2 (略)  3 (略)	(手数料) 第10条 (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 4 (略)

（新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正）

第31条 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第9条 (略) 2 (略)  3 (略)	(手数料) 第9条 (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 4 (略)
(事務処理の特例) 第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。 (1)～(6) (略)	(事務処理の特例) 第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。 (1)～(6) (略)

（新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正）

第32条 新潟県覚醒剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第5条 (略) 2・3 (略)	(手数料) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限</u>

<p>4 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第6条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>	<p><u>りでない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第6条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>
---	--

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

**第33条** 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

**第34条** 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>

<p>3 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第3条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(36) (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第3条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(36) (略)</p>
---	--

(新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部改正)

**第35条** 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;">(手数料の納入方法)</p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定により協会に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県建設業法関係手数料条例の一部改正)

**第36条** 新潟県建設業法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;">(手数料の納入方法)</p> <p><b>第4条</b> <u>別表1の項、2の項及び6の項から8の項までに規定する手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>

(新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正)

**第37条** 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">(手数料の納入方法)</p> <p><b>第4条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めな</u></p>

<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p><u>ればならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>
-----------------------	---

(新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部改正)

**第38条** 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第13条</b> (略)</p>	<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><b>第13条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第2条第4項の規定により指定試験機関に納める手数料</u></p> <p>(2) <u>第8条第7項の規定により指定講習機関に納める手数料</u></p> <p>(3) <u>第9条第1項に規定する手数料(自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に係るものに限る。)</u></p> <p>(4) <u>第9条第2項に規定する手数料(前号の申請を行う者に対する保管場所標章の交付に係るものに限る。)</u></p> <p>(5) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料</u></p> <p><b>第14条</b> (略)</p>

(新潟県高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料条例の一部改正)

**第39条** 新潟県高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料条例（平成13年新潟県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><b>第4条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項の規定により指定登録機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付</u></p>

<b>第4条</b> (略)	<u>の委託をするもの</u> <b>第5条</b> (略)
----------------	-----------------------------------

(新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

**第40条** 新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
<b>第4条</b> (略) 2～4 (略) 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものをもってすることができる。 6 (略)	<b>第4条</b> (略) 2～4 (略) 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものをもってすることができる。 6 (略)

(新潟県計量法関係手数料条例の一部改正)

**第41条** 新潟県計量法関係手数料条例（平成17年新潟県条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<b>第5条</b> (略)	<u>(手数料の納入方法)</u> <b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u> <u>(1) 第3条第1項の規定により指定定期検査機関に納めるもの</u> <u>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u> <b>第6条</b> (略)

(新潟県県税条例の一部改正)

**第42条** 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(課税地)	(課税地)
<b>第8条</b> (略) 2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分	<b>第8条</b> (略) 2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分

に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1)～(5) (略)

(6) 自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地

(7) (略)

3 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 (略)

2～4 (略)

(所得割の税率)

第17条 所得割の税率は、100分の4(所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)とする。

(免税軽油使用者証の交付手数料等)

第56条の10 (略)

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)又は法第161条(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)の規定により環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、法第162条第1項(環境性能割の納付の方法)の証紙に代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があつたときは、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)又は法第161条(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)の

に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1)～(5) (略)

(6) 法第162条第1項(環境性能割の納付の方法)に規定する証紙による徴収以外の現金により徴収する自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地

(7) (略)

3 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 (略)

2～4 (略)

5 第3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

(所得割の税率)

第17条 所得割の税率は、100分の4(所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)とする。

(免税軽油使用者証の交付手数料等)

第56条の10 (略)

2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書又は法第161条第2項(環境性能割の修正申告納付)の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)に定める証紙を貼ってしなければならない。この場合には、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器(別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。)で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規



規定により提出すべき申告書又は修正申告書に別に知事が定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

第62条 削除

（種別割の証紙徴収の方法）

第69条 種別割の納税者は、法第177条の11第3項（種別割の徴収の方法）の規定によって種別割を納付する場合は、当該種別割の額に相当する現金を納付し

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

（証紙金額の表示等）

第59条 前条第1項後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 知事は、前項の規定により証紙代金収納計器取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

（無効の表示）

第60条 証紙代金収納計器で表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、これを無効とする。

（証紙代金収納計器取扱者に対する質問、検査等）

第61条 知事は、証紙代金収納計器の使用状況に関する調査のために必要があると認めるときは、当該職員に、証紙代金収納計器の取扱場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は証紙代金収納計器、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（知事への委任）

第62条 証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

（種別割の証紙徴収の方法）

第69条 種別割の納税者は、法第177条の11第3項（種別割の徴収の方法）の規定によって種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をし

なければならない。

- 2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第70条の規定により提出すべき申告書に別に知事が定める納税済印を押すものとする。

**第73条** (略)

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

**第74条** (略)

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(狩猟税の証紙徴収の手続)

- 第92条** 前条第1項の証紙徴収の方法により、狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、別に知事が定める申告書を提出し、当該狩猟税の額に相当する現金を納付しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により現金の納付があったときは、同項の申告書に別に知事が定める納税済印を押すものとする。

**附 則**

(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油使用者証の交付手数料等)

**第19条の2** (略)

た際に、新潟県収入証紙条例に定める証紙を第70条の規定により提出すべき申告書に貼ってしなければならない。この場合には、当該証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

- 2 第59条から第62条までの規定は、前項後段の場合に準用する。

**第73条** (略)

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

**第74条** (略)

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(狩猟税の証紙による納付の手続)

- 第92条** 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、別に知事が定める申告書に新潟県収入証紙条例に定める証紙をちょう付し、納付しなければならない。

**附 則**

(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油使用者証の交付手数料等)

**第19条の2** (略)

- 2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2

	<u>の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
--	--

(新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正)

**第43条** 新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成18年新潟県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
<b>第16条</b> (略)	<b>第16条</b> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
	<u>4 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。</u>
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)

(新潟県プール条例の一部改正)

**第44条** 新潟県プール条例（平成18年新潟県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
<b>第13条</b> (略)	<b>第13条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)

(新潟県児童福祉法関係手数料条例の一部改正)

**第45条** 新潟県児童福祉法関係手数料条例（平成19年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
	<u>(手数料の納入方法)</u>
	<u><b>第5条</b> 手数料は、別表1の項及び5の項に掲げるものにあつては条例で定める証紙により、その他のものにあつては知事の発行する納入通知書により納めなければならない。ただし、第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの及び知事が認めるものにあつては、この限りでない。</u>
<b>第5条</b> (略)	<b>第6条</b> (略)

(新潟県行政不服審査法施行条例の一部改正)

**第46条** 新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(提出書類等の交付手数料) 第4条 (略)	(提出書類等の交付手数料) 第4条 (略)
2 (略)	2 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
(提出資料の交付手数料) 第13条 (略)	(提出資料の交付手数料) 第13条 (略)
2 (略)	2 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
	3 (略)

(新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例の一部改正)

第47条 新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例(令和4年新潟県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の不還付) 第9条 <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u>	(手数料の納入) 第9条 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
	2 <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u>

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による廃止前の新潟県収入証紙条例(以下「旧証紙条例」という。)第5条第1項又は第2項の規定により売りさばきを受けた証紙(消印されたもの又は著しく汚染し若しくは損傷したものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 売りさばき済証紙は、施行日から令和12年3月31日までの間は、規則で定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

4 この条例の施行の際現に旧証紙条例第5条第2項の規定により売りさばき人に指定されている者は、規則で定めるところにより、その買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく返還しなければならない。この場合において、知事は、当該返還をした者に対し、規則で定めるところにより現金を還付するものとする。